

障がい者の年金制度

病気やけがなどで障がい残り、日常生活が困難な方に支給される年金です。

障害基礎年金

対象者

障がいの原因となった病気やけがの初診日において国民年金の加入者または20歳未満であり、現在65歳未満で次の要件を両方満たす方。

- ① 病気やけがなどで初めて診療を受けた日（初診日）から原則として1年6か月後に、国民年金法に定める1～2級の障がいがある方
- ② 初診日前に加入期間の3分の2以上保険料を納めていること（免除期間を含む）または初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納めていること

※ 20歳前に病気やけがなどで障がい者となった人は、20歳になったときから年金の申請ができます。ただし、本人の所得制限があります。

年金額（平成24年度現在）

- 1級障がい……………98万3,100円
- 2級障がい……………78万6,500円

お問い合わせ

伊勢市役所医療保険課 国民健康保険給付係国民年金担当

Tel 21-5554・Fax 21-5555

小俣総合支所生活福祉課

Tel 22-7861・Fax 25-9844

二見総合支所生活福祉課

Tel 42-1112・Fax 43-3754

御園総合支所生活福祉課

Tel 22-0241・Fax 28-2404